

27 介護雇用管理制度等導入奨励金

介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事管理制度の導入又は見直しを行い、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる事業主

受給できる事業主は次の(1)～(12)のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 介護関連事業主のうち、P113別表(※1)の介護サービスの提供を業として行う事業主であること(他の事業と兼業していても差し支えない)。
- (3) 介護労働者のキャリアアップ・処遇改善等のための人事管理制度の導入又は見直し(以下単に「導入」という。)を行い、かつ、雇用管理改善事業を実施した事業主であること。
- (4) 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、当該労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名を事業所内に掲示等することにより周知を行っている事業主であること。
- (5) 認定申請計画に定められた計画期間(以下「認定計画期間」という。)の初日の6ヶ月前の日から、奨励金の支給申請書の提出日までの期間において、解雇等事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。
- (6) 過去に本奨励金の支給を受けた場合は、その最後の支給決定日の翌日から起算して1年を経過した後、新たに人事管理制度の導入に必要な制度設計のコンサルタントへの委託等及び雇用管理改善事業を行う事業主であること。
- (7) 雇用する労働者の離職状況等を明らかにする書類を整備し、その他(財)介護労働安定センター理事長が必要と認める書類を求めに応じて提出する事業主であること。
- (8) 労働保険の保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。
- (9) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。
- (10) 労働関係法令に違反していることにより助成金を支給することが適切でないと思えられる事業主ではないこと。
- (11) 事業主が、介護労働者の処遇改善に向けた取組に関する情報の公表を行っていること。なお、処遇改善に向けた取組に関する情報の公表とは、給与、雇用管理、能力開発、福利厚生その他介護労働者の処遇改善に資すると考えられる取組の方針について、事業所内の掲示等介護労働者が閲覧できることをいう。
- (12) (財)介護労働安定センターが立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること。

(ご注意)

同一事由により、国又は地方公共団体等が支給する助成金などの支給を受けた場合には、その事由によっては、本助成金は支給されません。

対象となる制度および事業

<対象となる人事管理制度>

- (1) 人事制度等に関するもの
変形勤務等の勤務形態、ワークシェアリング制度、目標管理制度、能力評価制度、職務基準、職能資格制度、人事考課制度、育児・介護休暇、継続雇用・再雇用制度、職務評価制度、福利厚生制度などの導入・見直し

- (2) 賃金体系に関するもの
能力給、職務給、賃金規定、退職金規程、昇給基準、各種手当などの導入・見直し
- (3) 教育訓練に関するもの
職種別、職位別、プリセプターシップ制度などの研修体系の整備・見直し

＜対象となる雇用管理改善事業＞

- (1) 採用に関するもの
ホームページの新規作成(採用情報に関するページに限る。)、求人情報誌への掲載、採用パンフレットの作成、就職説明会の開催、学校への広報など
- (2) 人的管理に関するもの
雇用管理担当者への講習の実施、適性検査の実施、雇用管理マニュアルの作成など
- (3) 健康管理(法定の健康診断を除く。)に関するもの
認定事業主が健康診断を実施する場合、他の医療機関等における健康診断を労働者に受けさせた場合、メンタルヘルスに係る必要な配慮を行った場合など

受給できる額

支給額は、下記(1)と(2)の合計額(消費税の額を含む。)とします。

支給額の算定方法は、最初に下記(1)を充当し、次に下記(2)を充当します。ただし、その額が100万円を超える場合は、100万円とします。

- (1) 人事管理制度の導入・見直しに係るもの
認定申請計画期間中において、認定事業主が人事管理制度の導入・見直しのために行ったコンサルタントへの制度設計の委託等に要した額とします。
- (2) 雇用管理改善事業に係るもの
認定申請計画期間中において、対象事業主が雇用管理改善に要した額に2分の1を乗じて得た額とします。

受給のための手続

介護雇用管理制度等導入奨励金申請計画書等を、人事管理制度の導入に必要な制度設計のコンサルタントへの委託等または雇用管理改善事業のいずれか早い方を開始する時点から遡って6か月前の日以降、事業開始日の1か月前の日までに、事業主(企業単位)の主たる事業所の所在地を管轄する(財)介護労働安定センター都道府県支部に提出してください。

支給申請書等は、認定申請計画に基づく人事管理制度の導入及び雇用管理改善事業のすべてが完了し、その経費の支払いも完了した日の属する月の翌月の末日までに、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する(財)介護労働安定センター都道府県支部に提出してください。

なお、助成対象期間は、認定申請計画期間と同じ1年間です。

詳細については、(財)介護労働安定センター都道府県支部にお問い合わせ下さい。